

様式第2（第5条関係）

## 会議録

1. 附属機関の名称

犬山市情報公開審査会、犬山市個人情報保護審査会及び犬山市行政不服審査会

2. 開催日時

令和8年4月22日（水） 午前10時00分から午前10時40分まで

3. 開催場所

犬山市役所 203 会議室

4. 出席した者の氏名

1 委員

青山 正和（犬山市情報公開審査会委員、犬山市行政不服審査会委員）

丹羽 加奈絵（犬山市個人情報保護審査会委員）

山口 勝司（犬山市情報公開審査会委員、犬山市行政不服審査会委員）

山本 誠（犬山市個人情報保護審査会委員）

2 執行機関

藤村 崇司総務課長、林 真史課長補佐、山田 万由美主査、梅田 俊実主査

5. 議事

(1) あいさつ

(2) 運営状況報告

(3) その他（個人情報保護法の改正動向）

6. 傍聴人の数 0 人

7. 内容

(1) あいさつ

藤村総務課長 あいさつ

各事務局員 あいさつ

(2) 運営状況報告

令和7年度の情報公開請求、個人情報開示請求、行政不服審査請求の実績について説明

〈情報公開請求〉 請求件数76件（うち請求取り下げ1件）、非公開件数1件、一部非公開件数15件

〈個人情報開示請求〉 請求件数7件、非公開件数0件、一部非公開件数0件

〈行政不服審査請求〉 請求件数 0件

令和7年度情報公開請求一覧及び個人情報開示請求一覧の開示。

事務局からの説明に対する各委員の質疑

(質問1) 情報公開請求の請求者は企業が多い。年々こうした請求が増えると思うが、ホームページに掲載して情報公開するという方向性を考える必要があると思うがどうか。

(回答1) 今後検討してみる。

(質問2) 資料2のNo. 20の資料はどういったものか。

(回答2) No. 20の請求目的の一番下の行に「別紙1」という記載があり、これに該当する。

(質問3) No. 20の別紙資料では、「質問書」と書いてあるが、これは情報公開請求があったことに対する回答か。

(回答3) これは請求者が情報公開請求以前にやり取りをしていたもので、今回の情報公開請求の請求目的の資料として提出されたものである。

(質問4) No. 75は請求日と公開可否の決定の日が別日だが、即時公開ということではよいのか。

(回答4) 記載の誤りである。後日連絡が正しい。

(質問5) 即時公開になる場合と後日連絡になる場合とはどのような違いがあるか。

(回答5) 請求されてすぐに公開できる場合は即時公開となる、資料を探したり、開示ができる部分と非公開となる部分の確認が必要になったりすることもありそういった場合は後日連絡となる。

(質問6) 犬山市に墜落した自衛隊機の関係のことだと思うが、一部非公開とした内容はどのような内容か。

(回答6) 資料ではつけていないが、氏名など個人情報に該当する内容である。

(質問7) 公開方法の区分でその他となっているところがあるが、どのようなものか。

(回答7) PDFデータをメール送信したことについて、今回はその他と記載した。

#### (5) その他（個人情報保護法の改正動向）

個人情報保護委員会ホームページで「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定について掲載されており、改正法案について紹介。

その他全般的なことに対する各委員の質疑

(質問1) 現状の公開方法は、現物を見てもらう閲覧、自分でコピーをする方法、PDFデータの提供となるのか。どのような方法で公開するのは請求者が選ぶのか。

(回答1) 公開の方法は請求者本人の希望の方法となる。犬山市情報公開条例施行規則第5条で公開方法が示されており、請求者本人の希望に応じて公開する。

(質問2) 閲覧した際に自分で写真を撮るということは対応しているのか。

(回答2) 請求がされた現場ごとの対応とはなるが、公開の際に写真撮影してよいか聞かれた際には断ってはいないかもしれない。

(質問3) 根拠となるものを作るかどうかについてはどうか。

(回答3) 条例自体も古いものなので、デジタルに係る部分に対しはっきりと明文化できておらず、そこは課題であると認識している。

(質問4) 一部公開の場合、黒塗りにすることになるが、閲覧の場合、黒塗りの部分をめくられたら見えてしまうので、公開方法としてはコピーしかないと思うが、実際どうしているのか。

(回答4) 個人情報について見られない状態で公開している。隠しているものがめくられて見えてしまうのはまずいので、基本的にはコピーして黒塗りのものを公開しているのが現実的。請求者がコピーしたものを希望すれば渡し、閲覧を希望すれば閲覧することになる。

(質問5) 必ずコピーで見せなくてはならないとなると費用を負担してもらう形になり、一部減免の制度もあるが、現状だと膨大だとかなり負担がある。電子データの場合もあるが、電子データの一部非公開の場合、基本的に一度出力して黒塗りのものを公開することのなると思うので、その場合に費用はどうなるのか。

(回答5) 電子データの一部非公開の公開方法について業務の一部として行っていたところはあるが、他市の事例も参考に今後検討していく。

8年5月29日

上記に相違ないことを確認する。

(署名)

(署名)